

問 危機管理課危機管理係
直0263520607

災害発生から避難までの流れを知っておきましょう

いざ、災害が起きた時に、どこに避難すればよいか把握していますか。安全かつ素早く避難するために家族で話し合しましょう。

災害発生

安全確保

①まずは身の安全を確保

机の下など、頑丈な家具の下に隠れましょう



②必要最低限の避難準備を

身の安全を確保した後、必要最低限の避難準備をして避難します。非常持ち出し品については市ホームページを参考にしてください。



③決められた一時集合同所へ移動

避難所へ行く前に一時集合同所※へ集まり、その後まとまって避難所へ向かいます。

※一時集合同所…区や組で決められた集合同所です。そこで組長などが避難所へ避難する人数を把握します。



避難所へ

Interview

突然の災害への心構えを

「天災は忘れたころにやってくる」と言われますが、どうしても「今まで被害が無かったから大丈夫」「聞いたことがない」など、自分は被害に遭わないと思ってしまう面があります。災害に向けての計画・準備を実施し、「もし避難指示などがあったら速やかに避難する。空振りしたら幸せな事だ」と考えるようにしましょう。避難所は、市の指定場所に限らず、友人や親戚、隣近所、勤務先なども考慮し、適正な場所と道を選び、選定することが大切です。

危機管理課防災専門員
梅牧 祐浩

避難所は避難した住民の皆さんの協力のもと運営します



避難所は、市災害対策本部または各地区・区の避難所運営委員会長の指示により避難所が開錠されます。その後、各地区・区の避難所運営委員会、市職員、施設管理者、避難者が連携して避難所の開設・運営をします。公民館などへは、市への開設報告により、可能な限り市の職員を派遣します。

開錠について

- 小・中学校避難所(体育館)は市職員が開錠します。
- 公民館などの開錠は、各区(避難所運営委員会会長)の判断により開錠します。
- その他の避難所は、市の要請により施設管理者が開錠します。

開設情報はさまざまな媒体で知りましょう

避難所開設の情報は、緊急メールや防災無線、市ホームページなどで随時更新します。情報は、近所の皆さんで共有し、迅速に対応ができるよう助け合いましょう。

緊急情報や防災無線の内容をメールで確認



災害(地震・土砂災害・豪雪など)、気象情報、防犯(特殊詐欺情報・不審者情報など)、その他(行方不明者など)の情報や防災無線の内容を発信します。

登録方法

右のコード(☑ shiojiricity@sg-m.jp)宛てへ空メールを送信すると手続きのメールが届きますので、案内に従って登録してください。



防災無線の内容がよく聞き取れなかった場合や再度、確認したい場合には、次の電話番号に電話をかけると、24時間以内に流れた防災無線の放送内容が確認できます。

■電話番号 ☎0800-800-4301(フリーアクセス)

※県内から電話をかけた場合、通話料は無料です。

ハザードマップを活用しましょう

ハザードマップは、地震・水害・土砂災害など、自然災害に対する備えや、指定避難場所などを掲載しています。自分の住んでいる地域にはどのような危険性があるのかを理解して、避難経路などを確認しておきましょう。また、市ホームページ内の「しおじりマップ」に防災マップも公開しています。そちらもご活用ください。

